

◆ 所得税の源泉徴収義務がある場合は、特別徴収する必要があります

# 個人住民税(市民税・県民税)の特別徴収

【問い合わせ】 課税課  
☎ 22-9613 FAX 22-9618

## ◆事業主の皆さんへ

～個人住民税を特別徴収していますか～

給与所得者の個人住民税は、法令により、事業主が給与から特別徴収(天引き)して、従業員に代わって市に納入することになっています。

所得税を源泉徴収している場合は原則として、パート・アルバイト・期限付き雇用などを含むすべての従業員から特別徴収をする必要があります。

税額の計算は市で行いますので、所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。

ただし、次の①～④の理由に該当する場合に限り、普通徴収にすることができますので、給与支払報告書を提出する際に、個人住民税普通徴収への切替理由書を一緒に提出してください。

- ①乙欄適用で他事業所で特別徴収されている
- ②給与が支給されない月がある
- ③事業専従者のみ
- ※全従業員が事業専従者のみの場合に限る。
- ④退職予定者(5月末までに退職予定の人)

## ◆従業員の皆さんへ

～個人住民税が給与から天引きされていますか～

パート・アルバイト・期限付き雇用の従業員なども含め、個人住民税は基本的に特別徴収(天引き)です。

毎月の給与から個人住民税が特別徴収されていない場合は、事業主に確認してください。特別徴収は原則

12回払いとなるため、従業員は自身で納入する手間が省け、1回当たりの負担税額が少なくなります。

なお、複数の事業所から給与を支給されている人は、市町村で所得を合算して税額計算を行い、いずれかの事業所から支給される給与から特別徴収されます。

### 給与支払報告書の提出には



#### 個人番号・法人番号の記載が必要です

マイナンバー制度の導入に伴い、平成29年度より、給与支払報告書には「受給者」「被扶養者」「支払者」それぞれの個人番号と法人番号の記載が必要となります。

そのうち、「支払者」が個人事業主の人は、給与支払報告書の提出時に本人確認書類を提示するか写しを添付してください。えるたつくす(el-Tax)をご利用の場合は必要ありません。

※本人確認書類について、詳しくは7ページの⑦をご覧ください。

### 【問い合わせ】

- 課税課
- 三重県総務部税収確保課
- ☎ 059-224-2133
- <http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/>
- ※「三重県税のページ」で検索

## 伊賀市議会議員選挙の投票日が 3月26日に決まりました

3月31日の任期満了による伊賀市議会議員選挙を次のとおり行います。  
投票についてなど、詳しくは広報いが市3月1日号でお知らせします。

- ◆ 投票日：3月26日(日)
- ◆ 告示日：3月19日(日) ○立候補書類届出会場：ハイトピア伊賀 5階多目的大研修室
- 受付時間：午前8時30分～午後5時

### ◆立候補予定者説明会

立候補を予定している人の事務手続きなどについて説明会を開催します。  
なお、当日は会場の都合により各陣営2人までの参加とします。

【とき】 1月30日(月) 午後2時～(受付：午後1時30分～)

【ところ】 ハイトピア伊賀 5階多目的大研修室

※ハイトピア伊賀に車でお越しの人は市役所庁舎前駐車場をご利用ください。  
(ハイトピア伊賀地下駐車場・駅前広場駐車場は有料です。)

【問い合わせ】 選挙管理委員会事務局 ☎ 22-9601 FAX 24-2440

